

エネルギー回収施設（川口）自動販売機設置事業者募集要項

山形広域環境事務組合（以下「組合」という。）が行うエネルギー回収施設（川口）への自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知のうえお申し込みください。

1 目的

一般競争入札により、自動販売機の設置事業者を選定することにより、施設利用者等の利便性と住民サービスの向上を図るとともに、組合の収入確保を図ることを目的とします。

2 貸付物件

貸付物件は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募できます。なお、入札の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から過去3年間において、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は山形市、上山市、山辺町及び中山町（以下「圏域内」という。）に住所を、法人の場合は圏域内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるものであること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 本店所在地及び圏域内において、公告の日から過去3年間において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、組合が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸し付けする方法により行います。

(2) 契約の締結及び貸付期間

ア 自動販売機の設置に当たり組合と設置事業者との間で、別紙2「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書」により契約を締結します。

イ 貸付期間

貸付の期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

また、組合又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他組合が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(3) 貸付料

貸付料は、毎月の自動販売機の売上高に、入札により決定した貸付料率を乗じて得た金額（1円未満は切り捨て）とします。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないもの）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、組合が算定した電気料について、組合が指定する期日までに納入してください。

※ 自動販売機設置場所の電源コンセントは、既設を使用するものとします。

(5) 貸付面積

貸付面積は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。なお、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスは、貸付面積を超えないものを設置してください。また、設置物の転倒防止対策も併せて行ってください。

(6) 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置に努めてください。

(7) 設置条件

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理すること。

イ 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、バラエティーに富んだ品揃えとすること。また、酒類、たばこ及び食料品の販売を行わないこと。

なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、事前に組合担当者と協議すること。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の内容の変更については、組合担当者と協議のうえ行うこと。

オ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

カ 自動販売機への販売品の補充及び使用済み容器の回収の時間及び経路については、組合担当者の指示に従うこと。

キ 自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザインの自動販売機の設置に努めること。

ク 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

ケ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において、迅速かつ適切に対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、組合の承諾があったときは、変更された現状のままでも返還することができます。

なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

提出先及び受付期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

応募希望者は、申請書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、提出先に直接持参してください。

郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付はいたしません。

(2) 提出書類

ア 申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 委任状（様式3）

エ 事業者（会社）概要（形式は問いません。会社のパンフレットでも結構です。）

オ 自動販売機設置実績報告書（様式4）

カ 印鑑証明書（写し可）

キ 営業証明書又は登記事項証明書（写し可）

（ア）個人の場合：営業証明書

（イ）法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）

ク 市町税の納税証明書（圏域内市町に対して納税義務のあるもの全ての滞納が無いことの証明）

ケ 国税の納税証明書（その3の2、その3の3は証明書の種類）（写し可）

（ア）個人の場合：「その3の2」の「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

（イ）法人の場合：「その3の3」の「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

コ 取扱商品一覧表（様式5）（通常取り扱っている商品。）

サ 設置する自動販売機のカatalog（寸法、環境負荷を低減する機能、ユニバーサルデザイン等が確認できるもの。）

シ 自動販売機の管理等に関する届出書（様式6）

個別業務の実施者が不相当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合があります。

※ カからケまでの証明書類は、発行後3箇月以内のものに限ります。

ただし、平成30年度において圏域内いずれかの市町の競争入札参加資格者として認定され、名簿に登載されている者は、ウ、エ及びカからケまでの証明書類は省略可能です。

また、カからケまでの証明書類は、写しの提出も可能です。

※ コからシまでの書類について、複数物件を申し込む場合で物件番号ごとに内容が異なる場合は、物件番号を表示したうえで物件番号ごとに提出してください。

（3）印鑑証明書の留意事項

ア 法人の場合：所轄の法務局が発行したものを提出してください。（写し可）

イ 個人の場合：所轄の市町が発行したものを提出してください。（写し可）

（4）営業証明書の留意事項

営業証明書は、所轄の市町が発行したものを提出してください。（写し可）

（5）国税の納税証明書の留意事項

国税（法人税（申請者が個人である場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書については、現在の所在地（納税地）を所轄する税務署に納税証明書の交付請求を行ってください。なお、納税義務がない場合でも証明書は発行されます。請求手続き等についての詳細は、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照してください。（写し可）

（6）その他応募に当たっての留意事項

ア 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

イ 提出書類の返却はいたしません。

ウ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

エ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

オ 同一物件の入札に同一人が代表者となる法人等が重複して入札参加した場合、いずれのした入札も無効とします。

(7) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(8) 入札参加資格の確認等

上記(2)の提出書類により入札参加資格の有無を平成31年3月8日(金)までに確認し、一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式7)を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の認定を取り消します。

(9) 無資格者への理由説明

一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式7)により、入札参加資格が無いとされた者は、次に定めるところに従い、書面(様式は任意)により説明を求められます。この場合、平成31年3月15日(金)までに書面で回答します。

- ア 提出先 山形広域環境事務組合 施設課
- イ 質問期限 平成31年3月12日(火)午後5時15分
- ウ 提出方法 上記提出先に直接お持ちください。郵送又はファクシミリ、電子メールによる提出は認めません。

(10) 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次により行います。

- ア 提出先 山形広域環境事務組合 施設課
- イ 質問期限 平成31年3月12日(火)午後5時15分まで
- ウ 提出方法 質問は、質問書(様式8)により行い、上記提出先に直接お持ちになるか、電子メールにより次のアドレス宛に提出してください。郵送又はファクシミリによる提出は認めません。
提出先電子メールアドレス yamakokn@beach.ocn.ne.jp
- エ 回答日 平成31年3月15日(金)
- オ 回答方法 回答は、上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、組合ホームページに掲載いたします。

6 入札

(1) 入札の日時及び場所

入札の日時及び場所は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

(2) 入札時必要書類

ア 入札書(様式9)

(ア) 入札書は、入札者又はその代理人が入札会場において直接提出してください。

(イ) 入札書は、上記4(2)イの貸付期間中の対象物件の貸付料率(売上に対する貸付料の割合をパーセントで小数点以下2桁)を記載してください。

(ウ) 入札書は物件ごとに封筒に入れ封印し、表側に物件番号、物件名、入札日及び入札者名を記載してください。

(エ) 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式 7）

本人確認のため使用しますので、入札会場にお持ちください。

ウ 委任状（様式 10）

(ア) 代理人により入札するときは、必ず委任状（様式 10）を提出してください。

(イ) 入札で使用する印鑑は、委任状と同一のものとしてください。

(3) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加者資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 同一物件の入札に対し 2 以上の意思表示をした入札

オ 他人の代理を兼ね又は 2 以上の代理をした者の入札

カ 記名及び押印のない入札

キ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札

ク 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

ケ 上記（1）（2）に違反した入札

コ 入札書及び当該入札書を封入した封筒に記載された物件番号、物件名、入札日及び入札者名が一致しない入札

サ その他入札条件に違反した入札

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定

ア 入札書をその場で開札し、貸付物件に対し、最高の貸付料率で入札を行った者を落札者とします。なお、最高貸付料率の入札が 2 者以上ある場合は、くじにより決定します。

イ 落札結果については、落札者名、落札貸付料率及び入札参加者数を組合ホームページで公表しますので、あらかじめご承知ください。

(6) 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができます。

ア 入札執行日前にあっては、入札辞退届（様式 11）を別紙 1「貸付物件説明書」記載の申込先に直接持お持ちになるか、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出してください。

イ 入札執行日にあつては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書（様式9）を、入札を執行する者に直接提出してください。

7 契約

(1) 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(2) 貸付料の納付

毎月、組合が発行する納入通知書により、組合の指定した期日までに納付していただきます。詳しくは別紙2「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書」第9条をご覧ください。

別途負担いただく電気料金については、当該月の翌月に組合が発行する納入通知書により納付していただきます。

(3) 契約保証金

免除

(4) その他の手続

契約の締結により設置事業者となった方は、別に定める期日までに、設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出していただきます。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。設置事業者としての決定を取り消したときは、速やかに書面によりその理由をその者に通知するとともに、その者の氏名（法人においては法人名）及びその理由を公表します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

(3) 設置事業者が応募資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと組合が判断したとき。

9 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合、組合において新たな設置事業者を決める募集手続を行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い貸付料率で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができます。

10 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

(1) 貸付期間中に、組合又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。

- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと組合が判断したとき。
- (4) 契約に定める義務を履行しないとき。

11 その他

- (1) 自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、組合が指定する様式により報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、組合の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (3) 商品等の盗難及び破損については、組合の責に帰することが明らかな場合を除き、組合はその責を負いません。
- (4) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。
- (5) 入札及び契約に当たっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、契約規則等の法令を遵守してください。

12 この募集要項に関する問合せ先

山形広域環境事務組合 施設課

住所：〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号（山形市役所10階）

電話：023-641-1844